

イギリス初期制定法における 土地立法の展開

——封建的領主権規制との関連を中心として——

赤 沢 計 真

1. 問題の所在

13世紀末期に体系的に展開する初期制定法の、中核的な一つの系列として土地立法の一連の法系列を取り上げることができる。この時期の土地立法が、領主制的土地立法として意義づけられることは、既に研究史が端的に物語っている。この領主制の構造的危機の意識が、パウイックの所謂『制定法の時代』⁽¹⁾ (the period of the statutes) を産み出したのである。本稿の主題は、このような領主制の危機が、荘園制の最盛期とされる13世紀末期にどのような形をとって現われていたのか、を土地市場展開の視点から理解しようとするところに在る。本稿の行論は、初期制定法の土地立法の個々の法規⁽²⁾ を法解釈学的に取扱うことには割かれず、それらの土地法の社会経済史的な動態を把握することに向けられる。従って、この時期の土地法の社会的基盤が考察されることになる。封建的領主権規制の諸立法は、このような観点から、土地法の社会的基盤である封建領主層の階層編成に関わる政策として理解される。土地法とフランチャイズ(授与特権)⁽³⁾ との関連も、これと同一の視点から論じられるのである。

本稿は、学説史の整理と比較に専ら紙面を割いている。これは上記の論点について、未だ研究史の消化が不十分で、従って諸学説の検討が適切に

なされていない研究状況に制約されている。史料分析⁽⁴⁾の効果的な詳論のために、学説史の整理と、それぞれの学説への解釈が、不可欠の準備作業を形づくるであろう。とりわけ、土地立法と領主裁判権規制の立法との内在的な連関が、学説史を整理しながら集約的に論じられる。

2. 初期制定法における土地立法の体系

13世紀後期の初期制定法群の土地立法は、過渡期の諸特徴を反映して複雑な構成を持つが、これを封建領主権の観点から見ると注目すべき二つの法系列を含んでいた。一つは、土地の自由移譲⁽¹⁾(free alienation)の容認であり、一つは封建的附帯条件⁽²⁾(封建的附帯義務)(feudal incidents)の確保に関する規制である。

1285年(Edward I, 13年)のウエストミンスター第二法令(Westminster II)の第一条、「贈与法」(c. 1, de donis conditionalibus), 所謂‘de donis’法及び1290年のクイア・エムプトレス法(Quia Emptores), 所謂「再授封禁止令」(Edward II, 18年)の前半部は土地自由移譲の容認である。また、1279年(Edward I, 7年)の「宗教法人法」(de viris religiosis), 所謂「死手の法」(statute of mortmain)及び1290年の、上記クイア・エムプトレス法(Quia Emptores)の後半部は、封建的附帯条件(附帯義務)の確保の法である。

宗教法人法の系列を遡ってみると、既に、

1217 (2, Henry III), Magna Carta (大憲章), c. 43 (mortmain)

1225 (9, Henry III), Magna Carta, c. 36 (mortmain)

1258 (42, Henry III), Petition of Barons (バロン請願), c. 10 (mortmain)

1259 (43, Henry III), Provisions of Westminster (ウエストミンスター法令), c. 14 (mortmain)

がある。また、1279年の宗教法人制定法 (statute of mortmain) より後には、

1285 (13, Edward I), Westminster II (ウエストミンスター第二法令),
c. 32 (mortmain)

1293 (20, Edward I), De Inquisitione (審問規定) (mortmain)

さらに14世紀末に至って、

1391 (15, Richard II) の制定法, c. 5 (mortmain)

にも繰り返して現われる。

土地移譲に関する法規は、遡って、

1217 (2, Henry III), Magna Carta (大憲章), c. 39 (alienation)

1225 (9, Henry III), Magna Carta (大憲章), c. 32 (alienation)

1275 (3, Edward I), Westminster I (ウエストミンスター第一法令),
c. 48 (dower)

に現われている。1285年の贈与法と、クイア・エムプトレス法の自由移譲の規定は、この土地移譲の法規定の集成であり、従来の土地譲渡又は土地移動 (conveyance) の法規に根本的な改変を加えたものである。それは、同時に広汎な土地市場展開の現実に即応していた。

差し当たっての課題である封建領主権規制との関係から、前掲の三個の制定法 (1279, 1289, 1290) を典型として選ぶことができる。この選び方は、ホールズワースの『イギリス法史』⁽³⁾ 第二巻、の土地法の記述に従うものである。最近のシンプソンの土地法史の研究においても上記三制定法が、代表的法例として指摘され、古くはマークス⁽⁴⁾ の土地法史の叙述において、この三制定法が典型的な範例に数えられている。

然し、シンプソンの土地法史の研究⁽⁵⁾ では、上記の三制定法についての、土地法自体の視点からする詳細な叙述にもかかわらず、封建領主権との関係の観点からする論及は全く欠けている。初期制定法群の、包括的にして構造的な把握を試みているパウイック⁽⁶⁾ の叙述においても、この間の有機

的な関連はほとんど論じられていない。

初期制定法の本質規定から、封建法の拡大形態として初期制定法を考えれば、封建的附帯条件の確保は、領主制的土地立法体系の中核をなすのである。封建的附帯条件の確保は、再授封を禁圧し、中間領主の発生の可能性を排除することによって達せられる。土地の自由移譲容認は、現実の土地市場展開の流動的的局面への対応であるとともに、それを封建法の枠内に組み込むための処置でもあった。

封建的階層分解は、13世紀末期には、広汎な土地の移譲による土地流動（保有権の流動）の形をとって現われ、そこに繰り返し中間領主発生の危険を産み出す。封建的階層構成における中間領主の発生は、封建関係の新たな重層化であり、封建的分権化の反復的な再生産である。それは封建的附帯条件に基づく領主の財政収入の体系を混乱させ、収入減少の危険を間断なく意味していた。

今や自由移譲の容認と封建的附帯条件の確保とは、土地保有条件を規制することによって結びつけられる。すなわち、被譲渡者は、実質的には土地購入者であり、移譲者（実質的には土地売却者）の上級封主から直接に受封しなければならない、とされた。それでは土地移譲にともなう土地保有条件を規制することが、領主裁判権の規制とどのような関連を持つのであろうか。この点の論及は、土地立法関係の叙述にも、領主裁判権関係の研究書にもほとんど見当たらない。わずかにオウルト⁽⁷⁾とホールズワース⁽⁸⁾の叙述に、それへの断片的な言及を見るだけである。

ホールズワースが指摘した三つの典型的な土地法（13世紀末期）の意味をそれぞれについて、輪郭のみ考えてみよう。

[1] 宗教法人法（1279）は、修道院、教会等、宗教団体（religious corporation, mortmain, vir religiosus）に対する土地譲与（alienation）を禁じた。修道院、教会は死亡せず、結婚もせず、犯罪を犯すこともなく、封建的附帯条件を負うこともない。従って、それへの土地譲与は、上級封

主の収入を不利にする危険が大きい。この法によって、まず第一に、封建的附帯条件による財政収入の確保を計ったのである。

〔2〕 贈与法 (de donis conditionalibus, 1285) は、限嗣相続 (fee tail) の場合の土地譲与の条件を明確にし、土地保有条件を安定させる。これによって限嗣相続条件による土地移譲に際して譲渡者とその相続人の権利が保障されることになる。この法は土地の自由譲渡によって惹き起こされた譲渡者の不利益を救済する法的手段である。

〔3〕 クイア・エムプトレス法 (再授封禁止令, 1290) は二つの部分から成る。前半は土地移譲の自由を、単純封土権 (estate in fee simple) に関して容認したものである。後半は、被譲渡者は、譲渡者からではなく、譲渡者の上級領主 (封主) から保有すべきこととして、土地保有にともなう奉仕、附帯義務を上級封主に帰属させるように規定する。このことは再授封 (sub-infeudation) の禁止であり、再授封の原理を排除して、交代の原理を導入したのである。

ここで、クイア・エムプトレス法が、私的領主権ことに私的裁判権に如何なる効果を与えたか、をオウルトの所論に従って見てみよう。オウルト⁽⁹⁾によれば、

バロン裁判権 (baronial jurisdiction, すなわち, feudal jurisdiction) の最盛期は、12世紀であった。オナー法廷はノルマン征服の直後、イングランドで設けられた。それは弱化の方向にはあったけれども、13世紀末には、未だ決して衰頹の状態にはなかった。オナー法廷の弱体化は、部分的には国王裁判権の組織の急速な発展に因っていたけれども、他方、私的裁判権の対象の、地方行政上の質的な変動にもよる。国王は、この新しい司法的 (同時に行政的) 体系を騎士知行保有者を含む自由保有者に提供した。ヘンリー二世は、占有回復訴訟と国王令状による訴訟管轄を通じて、地域的な事件を国王法廷の体系内に包摂しようとした。これはオナー法廷の管轄領域への重大なる侵害であり、大憲章では、これがバロン (上級貴

族層)の反抗を受けたのである。他方オーナー法廷の弱体化は、騎士知行保有者がますます直接に国王から保有する傾向(直接受封者への転化)を強めて、このようにして、私的裁判権を実質的に逃れるようになってきたことにも由来する。クイア・エムプトレス制定法(1290)は、この過程の完結への途であった。しかしオーナー法廷の弱体化は、バロン裁判権(すなわち、封建的裁判権)を終滅させたわけではなかった。中心的なオーナー法廷は消滅するかも知れない。しかし騎士知行保有者は、彼らの裁判をマナーにおいて、或いは私有ハンドレッドの法廷において実施し続ける。国王権力に吸収された残りの裁判権を管轄するマナー法廷及び、オーナー法廷の管轄権の一部は、所謂、「バロン法廷」(court baron)として残っている。

上記のオウルトの叙述によれば、再授封(sub-infeudation)の禁止と中間保有者(中間領主)の排除によって領主裁判権の存在の基盤が消滅する。領主裁判権行使の対象となる自由保有者が、今や上級封主の支配を離脱し、直接受封者に転化する傾向をますます著しくしてきたからである。これがクイア・エムプトレス法の効果であるとみなすのである。オウルトは、国王裁判権が領主裁判権をいよいよ侵蝕して来たと考える。オウルトに比較するとホールズワースは、エドワード一世治下の領主裁判権をより一層衰頹した状態に在ると考えている。ホールズワース¹⁰⁰によれば、

エドワード一世治下の土地立法は次第に単なる財産所有権の法(law of property)になった。土地法は、土地保有(tenure)に基づく法であり、もともと封建法の一環であった。しかし、土地保有における行政上及び裁判上の諸要素は排除されるようになっていった。ホールズワースは土地保有権の集積者たる封建的地域領主の手もとに依然として残っていたところの封建的裁判権が彼らにとってほとんど役に立たないものになっていたと考える。エドワード一世治世の法律家たちは、裁判権は、譲渡し得る財産だとはみなすべきでないとする見解に執着していた。裁判権の最も重要な種類のものは、王権そのものになっていた。我々は、土地保有に基づく裁

判権を領主が行使するように領主を促がすために国王が援助を与える事例を見る。このとき、すでにこの領主裁判権が何らかの自立的な価値を持たなくなったことは明瞭である。しかし世俗領主でも宗教領主でも、大領主の裁判権が衰えて来たにしろ、彼らは国内での有力な大土地保有者であることは相変わらずであった。彼らの影響力は、もはや彼ら自身の法廷では実現されなくなったけれども依然として決定的であった。この影響力は、制定法を媒介として行使された。制定法は、土地法が今や保有条件 (tenure) の法ではなく、財産所有権法 (property law) であることを認めて、これらの大諸侯たちに大きな利益を確保した。封建的保有の法は、変換期にさらされた。エドワード一世の治世の制定法は、土地立法発達の基本線を明確に規定したのである。

以上はホールズワースの所論の要旨である。ホールズワースは、この期の土地法を、単純な財産所有権法にほぼ等しいとみなし、それから裁判権の帰属性を除去して考えた。この見方は、オゥルトの見方と重要な点で食い違うものである。ホールズワースの見方は、法規についての法解釈学的見地が濃厚で、この期の領主権に対する国王権力の支配的な位置を強調するところから、けっきょく、封建領主権の位置を不当に弱体視していると考えられる。少なくとも下級裁判権に関する限り、土地所有への帰属性と譲渡可能性は依然強く、国王権力に対する自立性も認めることができる。この点に関してはオゥルトの説を採るべきである。他方、再授封禁止のマナー制度に対する効果についてパウイックは⁴⁴こう述べている。

クイア・エムプトレス法により、新しい保有者はそこから彼が保有地を獲得した中間保有者の奉仕について責任を負うべきこととされた。これは中間保有を実質的に廃棄することによって行われたのである。しかし、その結果は再授封から被害を蒙っていたところの領主の権利をその大・小に関係なく維持することにはならなかった。

このパウイックの所論については、プラクネット⁴⁵のこの論点について

の叙述に併せて、後述4（土地の自由移譲と封建的附帯条件）で言及してみたい。再授封禁止と土地保有条件（tenure）の関係が、この論点の意味するところである。

3. 権原開示規定による領主裁判権規制

〔1〕 私有裁判権（private jurisdiction）規制の体系

イギリス封建王政の政治権力構造を考察するに際して、国王権力は如何にして封建領主権力を規制したかは、問題の核心である。即ち、国王権力と封建的在地領主権力との、両者の緊張関係と、その力関係の在り方が、もし単に構造的把握にのみ終らず、動態的分析にまで立ち入るならば、13世紀末期における政治権力構造論の、最も本質的な問題を形づくるのである。

この論点は、13世紀初期以来の権原開示審問の意義づけにおいて新たな形で繰り返される。キャムはブラクトン⁽¹⁾の授与特権（フランチャイズ）理論をある程度、政治的現実の直接的反映とみなすのである。キャム⁽²⁾の解釈は、授与特権を王権の委任であることを強調する点に特徴があるけれども、その委任の実質的な力関係にまでは必ずしも立ち入ることがない。キャムにおいては両者の併存と相互関連（国王権力による包摂）に専ら重きが置かれる。従って、キャムは領主の私的裁判権所有を、「委託裁判権」（delegated jurisdiction）とみなしてブラクトンのフランチャイズ理論を新たな解釈を附しながら採り上げているのである。

キャムの見解の特徴は、国王権力の優勢な支配力が下部に浸透してゆく方向に重点的な描写が割かれ、その反面、封建領主権の自立性は、行論上ほとんど捨象されることになる。従って封建領主権の国王権力に対する権力関係は、領主権力を国王権力に包摂する形において第一義的に理解される。この立場からすれば、国王権力の強大な優越性の印象のみ、一方的に

強調される。

国家権力に必ずしも一元的な構成を認めない立場に立てば、封建領主権の把握の仕方はそれ自体の自立性の内容と、その在地的基盤を分析する方向で示されて来るのではないか。キャム自身の叙述⁽³⁾の例では、1217年の大憲章(Magna Carta)が領主法廷管轄権とフランクプレッジ検察権を規制しているとき、在地領主の私的検察(private view)と荘園裁判管理(leet)とを領主権として留保している。その権原はヘンリー二世時代に遡る取得時効(prescription)である。キャムはこの権利保有を委託裁判権(delegated jurisdiction)とみなしているが、形式的にそうであったにせよ、そこに封建領主権力の独自の自立性を認めなければ、取得時効確認の意味を、政治的な力関係の場で把握できない。キャムの見解は、国王権力の側の法理論をそのまま政治的現実等に等置する傾向に依然強くひきずられて、法解釈学的思考から脱け切れなかったことに由来するのであろう。

13世紀末期の権原開示制定法と権原開示訴訟は、封建領主権の規制を直接の目標にしていた。封建領主権——その集中的形態としての領主裁判権——の規制は、既にアングロ・サクソン期以来試みられ、ノルマン王朝期を通じて繰り返し国王権力の側から打ち出されて来た政策であり、権原開示の調査と法規と、その訴訟とは、この体系的政策の一環をなすのである。ノルマン朝期の領主権の存在形態において、授与特権と自生的・封建的特権との融合が認められることは、キャムの指摘にも明らかである。領主権の規制が形式的には授与特権の権原調査の形をとりながら、実質的には、封建領主権規制の内容を持っていたことは、授与特権の絶えざる在地化と封建化を裏返しに物語っている。さらにノルマン朝期を経てプランタジネット朝初期に入ると封建領主権の規制の体系はどのような展開過程をたどるのであろうか。その体系的展開の一つの劃期をなすのは、やはりヘンリー二世の司法改革である。以下、プランタジネット朝初期(12世紀末～13世紀初期)の領主裁判権規制の、歴史的特徴をいくつか指摘してみ

よう。

12世紀末から13世紀初にかけて、新しい領主裁判権の設定が見られる。その典型的な例は、令状回答権 (return of writ) と、侵奪動産占有回復訴訟管轄 (vee de naam, pleas of replevin) であり、この二つともヘンリー二世の司法改革の所産である、⁽⁴⁾ と言われている。類型は、フランクプレッジ検察権 (view of frankpledge)、パン・ビール規制権 (assize of bread and ale) である。旧来の infangentheof のような裁判権に代ってこれらの新しいタイプの領主裁判権が効力を有するようになった。他方、私有ハンドレッドの数も増加し、ヴィルトシャーでは1275年⁽⁵⁾ 公有のハンドレッドの数を遙かに凌駕している。私有裁判権の行政的機能への転換が進みつつあったことを、これらの諸例から読みとるべきであろう。

〔2〕 権原開示規定

在地的な領主権の私的領有の在り方が、同時にそれに対する規制の仕方にも影響するところ大きく、特権 (リバティ) の内容規定をめぐって在地の個別的な力関係が投影している例が頻発する。特権の権原審問の例は既に1200年⁽⁶⁾ の財務府 (Exchequer) 記録に現われて来る。権原開示の審問は1218年⁽⁷⁾ 以降、巡回裁判記録に現われているが、令状回答権 (return of writs) の権原審問の記録は、1218年⁽⁸⁾ のヨークの巡回裁判、1221年⁽⁹⁾ のグロスターの巡回裁判において明瞭に残されている。1223年⁽¹⁰⁾ にはより包括的な規模で審問が開始されたことが Hoyt の指摘にあり、パウイックは、1225年⁽¹¹⁾ に国王の諸特権と封臣の特権保有とが相関している (correlative) ことを物語る令状発給を挙げている。さらに、1255年⁽¹²⁾ 全国的規模での審問で、令状回答権 (return of writs) 及びフランクプレッジ検察権 (view of frankpledge) の権原が吟味され、その権原が国王の認可によるのか、シェリフの認可によるのか、が問われて、国王帰属の特権が私人の自由保有者の手に侵害されている事実があるかどうか、が審問されている。1255年⁽¹³⁾ の調査にやや先行して、既にその類型も見出される。

1238年¹⁴⁾のデヴォンの巡回裁判は、私有ハンドレッドの権原を問い、32訴件の内18訴件の権原回答が巡回裁判記録に残されている。パウイックの指摘によれば、1244年¹⁵⁾シェリフ宛てに発給された令状は、彼らの管区内で適法の権原なしに特権を領有することを禁ずるよう要求して、合法的な権原には、古来の占有 (ancient tenure)、国王の認可、及び1215年以前に遡り得る長期占有、の三種を数えている。このような特権保有の調査をめぐって、整然たる審理基準が求められて、ブラクトンのフランチャイズ理論の現実的な土壌¹⁶⁾を形づくるのである。

私的裁判権に対する権原開示訴訟の規制効果の問題意識は、オウルトの『イングランドにおける私的裁判権』¹⁷⁾に明らかなるところである。オウルトの所論で特徴的なことは、国王権力が私的領主権を徐々に侵蝕したとみる意識である。プランタジネット期についてみればヘンリー二世は私的裁判権から、それらの実質を奪い去る試みにおいてとりわけ成功を収めた、とみなす。以下、オウルト¹⁸⁾の叙述を要約すれば、

クリア・レギスから巡回裁判官が出てゆき、彼が主宰する法廷には、すべての人々が出廷を要求された。特権領域についても、その他の領域についても同様である。巡回裁判官の法廷には、国王の重要な管轄権として、強盗、殺人、窃盗、詐欺、放火及び謀叛が、それらがどこで犯されようとも留保されていた。国王管轄の訴訟と同様、もっと下級の事件も含めて陪審員の制度がシェリフによって、犯罪検察のために利用されるようになっていた。

ヘンリー二世は、民事訴訟に対する令状審理を発展させた。令状審理によって彼は私的法廷における訴訟を規制すること、またそこでの事件を取り上げてクリア・レギスに委ねること、この両方とも出来た。

国王裁判権の下方への浸透は、特権的裁判権をもっと明確に規定するのに効果を持った。授与特権裁判権を限定する上でのより一段と進んだ段階は、シェリフが1215年に国王の如何なる法廷をも開くことを禁止された

ときである。シェリフに委ねられた裁判権は、彼の裁量において行使された。領主はシェリフの訴訟手続を模倣し、私人の特権はシェリフの限定付きの裁判権に類似して来た。私的裁判権は明確に限定された。しかし、シェリフが彼の裁量に従って行使しただけの権限を主張したとき、その裁判権のうちのどれだけのものが公的であると考えることができるか。また、マナー法廷において、どこで公的裁判権と、土地所有から派生する裁判権との間に境界を引くことができたであろうか。領主が彼の荘園法廷で、公的裁判権を彼自身の裁量で行使したことは大いにあり得ることである。

以上のオウルトの叙述はメイトランド⁹⁹の説に一致する。それは公的裁判権と私的裁判権の実質的な癒着と混融を示唆する。エドワード一世治世の領主裁判権規制は、このような領主権の存在形態を対象とする、と想定されるのである。

オウルト¹⁰⁰によれば、権利の限定は、エドワード一世のときに、もっとも進んだ段階に達した。権原開示訴訟において国王は、国王帰属特権を回復しようと意図したが、成功しなかった。しかしメイトランドの言うように、国王帰属特権 (regalia) の譲与を限定し、後世のための法を作ること成功した点を、オウルトも認める。1278年の権原開示規定によって、すべての特権は、今や国王帰属特権であるとみなされ、国王による支配に服し、急速に成長して来た国王の司法組織に吸収されるようになって来た。オウルトによれば、残っている自立的な特権は、「リート裁判権」 (leet jurisdiction) の名の下に生存し続けた。「リート裁判権」は、私的裁判権に適用された表現である。それ故 13 世紀においては、最もありふれた特権は、ハンドレッド法廷におけるシェリフの裁判権に等価の公的裁判権である。従って比較的下級の裁判権である。また、もし領主が私有ハンドレッドを保有していれば、彼はハンドレッド法廷の仕事を維持し続けるであろう。その私有ハンドレッドの領主からの受封者である、なしにかかわらず、従来シェリフがそのハンドレッド法廷を管理していた時と同様に、保

有者はその法廷に来ることを義務づけられた。もし領主の裁判権授与の適用範囲が、彼の所領にだけ限定されていれば、彼からの保有者（受封者）は、彼のハンドレッドの法廷とは別に、彼の法廷に出頭する。

いずれの場合にせよ、領主は、シェリフのとり手続に緊密に従っていた。陪審員がすべての罪科を告発した。重大犯罪は留保されても下級の犯罪は領主の法廷で裁判され、領主は収益を得た。マナー法廷で行使された、この下級裁判権は、通常フランクプレッジ「検断」権として知られている。

しかし、ある領主は、シェリフの裁判権を超える領主権を持っていた。彼らは国王権力を代行して裁判を開くことが出来、彼ら自身の検察官 (coroner)、ある場合には彼ら自身の裁判官を任命した。彼らの所領は、真の自由特権領域 (インムニテート) であり、急激に上昇して来た国王裁判権は、彼らの所領を取り巻いてはいたけれども、併呑しなかった。しかし、ある場合には、高級裁判権は、わずかに小地域を覆うに過ぎなかった。

以上の叙述はオウルトによる。オウルトは高級裁判権の支配する小地域を、バン支配領域 (banlieu) と称んでいる。領主権とシェリフの権力との関係は複雑である。一般に13世紀後期には、下級裁判権が在地領主権の内容を専ら構成していたとみてよい。メイトランドの分類に従うなら、大別してこう考えることができる。メイトランド²⁴⁾の授与特権的裁判権 (franchisal jurisdiction) と、封建的裁判権 (feudal jurisdiction) の識別は、単なる平面的分類ではなく、そこに政策主体の意図の反映を含んでいる重層的な構成を認識することであった。ただし、アダムズ²⁵⁾の領主裁判権の範疇構成の試みにも見られるように、この「封建的」(feudal)なる概念は明晰さを欠き、概念の混乱を産んでいる。これはブラクトン理論の解釈の仕方にも関係する問題でもあろう。

4. 土地の自由移譲 (free alienation) と 封建的附帯条件 (feudal incidents)

13世紀後半期には土地の自由移譲の現象が広くみられ、土地市場の成熟が認められる。封建的階層分解はこの時期において再授封(再下封)(sub-infeudation)⁽¹⁾の形で進んでいた。ここでは既に再授封がその本来の封建法的意味を相対的に喪って、次第に土地の移動(conveyance)、ことに自由移譲(free-alienation)⁽²⁾の現象として展開していた。

土地の移動には、どのような形式があるか、というと大別して二つ指摘される。これは所領経営の形態の観点からである。一つは再授封(sub-infeudation)、他の一つは請負(farming firma)である。レナード⁽³⁾によれば、再授封では領主は荘園を直接には経営もしないし、支配もしない。請負(firma)の場合、請負う経営者はfirmariusであり、領主は依然として当該の荘園の領有者としての地位を保ち、当該荘園は、今までと同様に領主の直領地荘園(demesne manors)の一つであり続ける。それは彼の管理人(bailiff)によって領主の経済的収益を挙げるために経営される場合と類似している。ただしここではレナードは、領主が管理人(bailiff)を通じて経営する場合と、firmariusに借地させる場合との近似性よりもむしろ、農民に対する関係において両者の経営形式が著しい差を持つことの方を強調している。さて、再授封(sub-infeudation)が騎士奉仕(knight services)によって保有せしめるのに対し、請負い(firma)は定額の地代を代償としている。この差違は第一義的には、法理論上の識別であって、現実には両者の差は流動的であった。原理的には当該所領に関する裁判権は再授封によって共に移譲されるのに、請負いでは領主の手中に裁判権が確保されることが想像される。しかし13世紀後期において、この点もまた流動的で様々な中間形態に満ちていた。

一般に再授封の実体は自由移譲であった。すなわち、移譲の法的意味ではなく、その経済的収益に重きが置かれ、実質的な意味の売買に近い。自由移譲は旧来の封建法の枠に従えば授封の形式をとらざるをえなかった。この形式と実質のずれに基因する弊害を除去するために再授封を禁止し、自由移譲を法的に容認する措置がとられた。これによって再授封と自由移譲を別個の範疇として切り離すことが試みられたのである。

自由移譲において注目すべきは、附帯条件 (incidents) の取扱い方である。ホールズワースは、この問題にとりわけ着目した。

土地法についてのホールズワース⁽⁴⁾の叙述は、保有条件 (tenure) の原理から所有条件 (estate) の原理への質的転換を論じている。ここで占有に関する諸概念、possession, ownership, seisin 等の内容が論じられ、その法的概念とそれに対応する実質的意味とが述べられている。今、再授封の形式との関連でだけに視点を限って、附帯条件の取扱いについてホールズワースの所論をみてみよう。

土地法が単なる所有権法 (property law) に転化するにともない、自由保有条件 (free tenure) における騎士奉仕義務 (knight service) その他の封建的諸負担 (frankalmoin, serjeanty, socage) は相対的に比重が低下した。保有条件の弱体化によって、領主層は土地保有の附帯条件 (incidents)——aids, relief, escheat, wardship, marriage 等——に収益の源泉を求めた。附帯条件の法規は、エドワード一世の土地法の著しい特徴である。クイア・エムプトレス法の再授封禁止規定によって奉仕義務 (services) と附帯条件は、ともに上級領主に帰属することとされた。この制定法は、中間保有が次第に消滅するのを促がしたのである。宗教法人 (religious corporation) に対する土地譲渡の禁止は、宗教法人が附帯条件を負担せず、領主の不利益をもたらすからである。この時期の自由土地保有の附帯条件を見れば、土地保有が政治権力の観点からでなく、経済的視点から評価されるように土地法が修正されつつあることが明らかである。

土地の相続の仕方（単独相続・共同相続・分割相続）においても附帯条件に基づく収入を維持するよう配慮されている。附帯条件の重視は土地所有が今や財産所有と化し、土地保有条件の原理（tenure）から、所有の原理（estate）に転換しつつあった過渡期の所産である。

次にプラクネット⁵⁾は再授封（sub-infeudation）について、その二つの場合を挙げている。すなわち、授封の量的な差に基づいて、

① 彼の封主から騎士知行を保有している受封者が、彼の保有地の全体を下級受封者（再受封者 sub-tenants）に再授封している場合、これは経済的視点から見れば下級受封者は、その土地の全価格を貨幣で支払ったところの購入者であるかも知れない。譲渡者は、被譲渡者から貨幣を受け取った。この貨幣はもちろん封建的関係の次元の外側で渡される。下級保有者はその土地を下級受封者にとって純粋に名目的に過ぎぬ奉仕（purely nominal services）によって（一例としておそらくは夏至にばらの花を渡すこと）、上級受封者自身から保有していることを承認する。

再授封の前には封建的附帯条件（escheats, marriages, wardships 等）は、所領の封主にとって有効な財政収入であった。しかし、授封の後では、封主は、ばらの花以外の何物も受け取ることができない。上級受封者が留保していたのは、このばらの花だけである。例えば、再授封の後に、上級受封者が死亡したとき、封主が回収できる（escheat）ものは、純粋に名目的で実質の欠けた領主権である。再授封が禁止されたのち、購入者が売却者の代りに（substitution）、直接に封主の受封者となり、しかも売却者が今まで負担して来たのと同じ奉仕義務（services）によって、封主から保有することになる。

② 上級受封者が彼の保有地の一部分をのみ、処分しようとしたとき、しかもその断片の土地を直営地で保有している場合、この上級保有者が騎士奉仕負担とは全く不釣合の、土地譲渡後の土地の断片を留保しているならば紛争の原因となった。

再授封禁止令によって購入者は封主から、保有しなければならず、最初の保有者（売却者）からではない。封主に提供さるべき奉仕義務は彼らのそれぞれの留保分の保有地の規模に応じて上級受封者と下級受封者の間に分割されることになる。

ホールズワース⁽⁶⁾は、再授封禁止規定を実現させた主体を大土地保有者の経済的利害関係に求めた。プラクネット⁽⁷⁾は、このクイア・エムプトレス制定法を作るように国王に勧告した上層有力貴族 (magnates) の階層よりももっと下の階層にとって封建的附帯条件が多くの収獲を意味していた、と論じている。従ってプラクネットは、この制定法の前文 (preamble) の筆者が、この制定法の立法は、「上層貴族及びその他の領主層」 (the magnates and other lords) によって稀薄にされたと書いているが、このことは真実を語っている、と結論している。すなわち、再授封禁止の政策の主眼は、領主層全体を保護し、その領主権に基づく財政収入を確保することである。

次に、再授封の原理が排除され、交代 (substitution) の原理が導入されたことの意味を政治権力関係からどう理解すべきであろうか。

このことについて示唆的なのはメイトランドのことばである、とプラクネットは論じる。すなわち、この領主層保護政策は高価な代償をとまなうものであり、再授封についての完全な規制の代りに交代の完全な自由を認めたのである。プラクネットの註解によれば、我々は実際には封主が交代の所産である新保有者（購入者）を容認することを拒否する力を喪っていたことを考えなければならない。プラクネットは宗教法人法の以前に、多数の保有者が彼らの封主に対して修道院を彼らからの新しい保有者として設定しているのを見ており、しかもその封主は事実としてこの処置を拒否することができない有様になっているのを見出している。

プラクネット⁽⁸⁾は、すでにブラクトンが封主は交代した保有者を拒否することはできなかつたと明確に主張していたことに注目し、事実としてこ

れを肯定するところの確証があると論じる。従ってクイア・エムプトレス制定法は、すでに非公式に存在して来たところの事態を単に制定法の形式で容認し、再構成したことになる。

次に、マナーの構成の基礎条件であった保有条件 (tenure) に対して再授封禁止の影響はどうであったか。パウイック⁽⁹⁾は、この法は究極のところ、国王による以外は騎士奉仕による保有の新しい授与 (grants) がマナー保有の形で (in fee of the manor) 保有されることを妨げた。また、マナー領主によるその直営地の授与がマナー保有の形で保有されることを禁じた。この処置はマナーを構成していた保有条件の紐帯 (nexus) をゆっくりと解消した。封主と封臣の関係は、次第に土地保有の基礎を奪われてしまった。それは新しい形式で自分自身を装備しなければならなくなり、重大な結果を産んだ、と論じている。

パウイックの所謂、重大な結果⁽¹⁰⁾とは、十五世紀に於ける新封建制の展開である。上記のパウイックの叙述に関連して、プラクネット⁽¹¹⁾の叙述——マナー構成に対する再授封禁止の影響について——を要約してみよう。

クイア・エムプトレス法の一つの効果は、リットルトン (Littlton) の同時代までには、自由寄進 (frankalmoin) によるあらゆる再授封の拡張を不可能にすることであったことは明瞭である。何故ならば、すべての被譲与者は保有関係では譲与者の代りに等しく置換されていることが要求されたからである。同じことは騎士奉仕義務についても同じように明らかな事情である。

世俗の騎士奉仕を確保する点でクイア・エムプトレス法は宗教法人法への重要な附加法規である。しかし、この制定法がおそらく最も重大で深刻で微妙な影響を与えたのは、マナー内部においてであった。この制定法の効果の一つが、マナーの新しい形成を阻止することである、と長い間信じられて来たが、しかし国王はこの制定法にかかわらず彼自身から保有される新しいマナーの創設を臣下に認可する権利を行使した。またマナーがい

くつかの独立の小マナーに分割されることが認められた。

制定法の効果はマナーの内部できわめて切実であった。領主はマナー保有の形式で (in fee of the manor) 彼自身から保有さるべく直営地を授与することができなかった。従って保有者の自由保有地が、罪科又は嗣子欠如のため回収されたとき、そのマナーの中から新たな保有者に授与することが許されなかった。マナーの保有者の数を補充する唯一の望みは保有者間の分割の頻発と土地移譲の際の保有地の管理の仕方(保有者の置換)にあった。領主の唯一の努力は、領主権を保留することと直営地を授与すること、この二つを別々に切り離して行なうことであった。しかしこのような操作は制定法の趣旨に反することが明らかになった。クイア・エムプトレス法が保有条件の紐帯を解消したこと、及び保有条件がマナーを構成しているためにマナー構成を弛緩させ動揺させたことは明らかである。また、この法が自由保有者の補充をその創設とともに妨げたことは前述の通りである。かつて自由保有者の数の増加は、強制的な法廷義務 (suit of court) の負担者を創出することであり、この義務の強制は、彼の保有者に対する領主の権力を極度に増加させたものであった。この制定法は保有者の創出も抑圧し、この義務に関する権力行使を衰頹させることになる。

以上がプラクネットの所論による、マナー構成内部での影響である。パウック⁴²⁾の叙述は基本的にはプラクネットの見解と一致した見方をしており、プラクネットの叙述自体に依拠するところが大きいと思われる。

最後にプラクネットの叙述によって、土地保有への「帰属権」⁴³⁾(appurtenances)の在り方を考察してみよう。これが授与特権(フランチャイズ)の譲渡可能性(alienability)と密接に関係しているからである。13世紀末期に限らず、荘園制期を通じて、所領の移譲に際して、「その総ての帰属権とともに」という用語法(with all its liberties, with the appurtenances)はマナー文書に頻りに見出される。プラクネットの解釈では、この語は特定の意味を持つわけではなく、権利内容が在地的慣行に個別に規定

されて、一般性を欠いているとみなされる。偶然的な事情で規定される場合もあって、法慣行として定着し得ないこともあった。プラクネットは Dale のマナーの例¹⁴⁾を挙げて、私有ハンドレッドを附随する権利を指摘している。この点は、キャムの、ハンドレッドとマナーの結合関係の想定に倣うものである。プラクネットは、他方、附属権 (appurtenances) は、僧職授与権 (advowson)、共有地用益権 (rights of common) 等、自由保有地の中核部分にのみ帰属する権利に限られる場合がある、と考えている。法的に極めて曖昧な、この用語法から、その実質的内容を捨象しようとする法理論上の要請が出て来ることも自然であった。特権確保のためには、一般語 (general words) を多義的に使うのではなく、個々の権利を個別的に詳述することの方が有効である、とする考え方が広がって来た。

プラクネットは、以上の如く一般語¹⁵⁾の効力喪失を明らかにする。所領の移譲に際して、一般語よりも、個別的権利の表記の方が選ばれるようになり、サザェランドの叙述には、¹⁶⁾ 授与特権の所領帰属性が、所領の移譲において検証される例¹⁷⁾が挙げられる。フランチャイズ (授与特権) の移譲性 (alienability) は、13 世紀末期の権原開示訴訟で屢々吟味されるようになり、ここにも、フランチャイズが占有権 (seizin, seisin) 乃至占有物権に転化しつつあった過渡期の法現象が浮かび上って来る。この移行は、13 世紀末期には、やはり未だ成熟せず、フランチャイズが不動産物権に転換し切ることはなかった。然しフランチャイズが土地法と類似の seisin (占有) の論理で包摂されるようになるところの傾向は、フランチャイズを土地法と類似の (乃至は同一の) 封建的階層序列の組織に組み入れつつあったことを意味する。同時代にフランチャイズが自由保有 (free hold) の範疇で把えられていたこと¹⁸⁾は確認されるので、プロパティ (財産権) の一形式に転化してゆく可能性は容易に首肯されよう。問題は、この時期にみられる土地法そのものの論理転換¹⁹⁾が、フランチャイズの史的性格の流動 (seisin の論理による包摂²⁰⁾) とどのように結びつくか、である。フラン

チャイズの個別具体化の動きも、決して、この史的性格の流動と切り離し得るものではなく、フランチャイズと所領との結合性⁽²¹⁾の問題とともに詳しく、その連関を分析する必要がある。この論点は、やや広げれば、在地領主権の在り方と土地所有権の流動性⁽²²⁾との関連に立ち入る筈である。

5. 結論——13世紀末期における在地領主権の流動——

以上の2, 3, 4の叙述は、13世紀末期の土地法の論理転換が、広汎な土地市場の展開に支配されていたことを検証する点に、その行論の焦点が在る。土地法自体の内に含まれる矛盾する二つの要素——一つは封建的領主制階層秩序の維持⁽¹⁾、一つは土地市場成熟への対応——は、土地法の適用さるべき対象である領主層内部の利害情況⁽²⁾の反映に他ならないが、13世紀末期から14世紀初期にかけての時点では、封建的組織と荘園制の枠組の内部で土地所有の流動に対処せざるを得ない。初期制定法の土地立法は、その個々の法規の系譜をたどれば、12世紀末から13世紀初期の土地法を継承するものであるにせよ、土地所有の流動性に対応して体系的な組み合わせ⁽³⁾をもって打ち出されて来たところに、領主層の危機的な利害情況とその危機意識を適確に把えることができるのである。14世紀中期に広汎に開始される賦役の金納化⁽⁴⁾ (commutation) と、直営地経営の急激な崩壊は、荘園制の解体を惹き起こした。14世紀中期の荘園制崩壊が、既に13世紀末に始まる土地法の論理転換⁽⁵⁾の方向をいよいよ促がすことになった。土地市場展開の量的な連続性ばかりをここで強調することは危険であるにしても、領主層の均質化を、封建法廷の平均化⁽⁶⁾の線で把えるならば、土地市場展開の所産である封建法廷の平均化が中間領主発生を少なくさせ、領主層の均質化を産み出し、中小領主階層をもって一つの等質的な社会層を構成せしめる方向をいよいよ露わにした。このような中小領主層の均質的構成は、他の一つの極における大貴族⁽⁷⁾の国家権力構成と、対

極をなすものであり、13世紀後期の初期制定法内部の論理的な非整合⁽⁸⁾は、領主層内部の二つの極への分極化⁽⁹⁾と、階層分解の新たな局面によってもたらされたものと想像される。土地の自由移譲と封建的附帯条件の確保との関連も、このような視点から解釈することができよう。⁽¹⁰⁾

13世紀末期の土地流動の活潑な展開の過程で、在地領主権は、土地所有権の物権化を基軸⁽¹¹⁾としながら一般に物権化の色彩を濃くしていった。土地領有に伴なう「附屬権」が、従来⁽¹²⁾の如き総括的な把握をもはや許されず、個々の特権に分裂し純化してゆく過程も、物権化の進行の裡に露わにされる。この時期には領主特権が未だ所領と依然強く結びつき⁽¹³⁾共に流動していた。この結合が崩れるのは荘園制の崩壊期に至って始めて顕らかになるのである。

注

1. (1) Powicke, F. M. *The Thirteenth Century* (The Oxford History of England vol. 4.), Oxford, 1947, pp. 355-380 (chap. VIII).
 - (2) cf. Simpson, A. W. B. *An Introduction to the History of the Land Law*, Oxford, 1961, pp. 44-76, pp. 77-96.
 - (3) Plucknett, T. F. T. *Legislation of Edward I*, Oxford, 1949, pp. 21-50, 特に pp. 29-34.
 - (4) 特権調査記録として, *Rotuli Hundredorum* (Record Commission) 2 vols. 1812, 1818, vol. I. 権原審問記録として, *Placita de Quo Warranto* (Record Commission), 1818.
2. (1) Simpson, *Introduction*, pp. 48-58, 85, 129, 197-9, 223-4.
 - (2) Plucknett, *Legislation*, pp. 77-109.
 - (3) Holdsworth, W. S. *A History of English Law*, 14 vols. London, 1903-38, vol. II, pp. 347-57
 - (4) Marks, M. A. M. *Land holding in England*, 1908, pp. 11-12.
 - (5) Simpson, *Introduction*, pp. 50-53, 51-52, 77-86.
 - (6) Powicke, *Thirteenth C.* pp. 376-380.
 - (7) Ault, W. O. *Private Jurisdiction in England* (Yale Historical Publications, vol. 10), New Haven, 1923. pp. 1-8.
 - (8) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 348-49. cf. vol. II, pp. 576-78.
 - (9) Ault, *Private Jurisdiction*, p. 3.

- (10) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 355-356.
 - (11) Powicke, *Thirteenth C.* p. 379.
 - (12) Plucknett, *Legislation*, pp. 93-94.
3. (1) De *Lgibus et Consuetudinibus Angliae*, ed, G.E. Woodbine, 4 vols. 1915-42, fo. 154, fos. 155-159.
- (2) Cam, H. *The Evolution of the Mediaeval English Franchise*. in *Speculum*, xxxii (1957), pp. 433-442.
 - (3) Cam, *Evolution*, p. 438.
 - (4) Cam, *Evolution*, p. 436.
 - (5) Cam, *Evolution*, p. 436.
 - (6) Cam, *Evolution*, p. 439, Miller, *Ely*, p. 216, p. 244.
 - (7) Cam, *Evolution*, p. 439.
 - (8) Cam, *Evolution*, p. 439, n. 90.
 - (9) Cam, *Evolution*, p. 439, n. 90.
 - (10) Hoyt, *Royal Demesne* (1950), p. 155, n. 65, cf. Cam, *Evolution*, pp. 436-438, 439.
 - (11) Powicke, *Henry III* (1947), i, pp. 110, 323, cf. Cam, *Evolution*, pp. 436-439.
 - (12) Cam, *Evolution*, p. 439.
 - (13) Cam, *Evolution*, pp. 439-440.
 - (14) Cam, *Evolution*, p. 439.
 - (15) Powicke, *Henry III*, i, p. 111.
 - (16) Bracton, *de Legibus*, fos. 14, 56.
 - (17) Ault, *Private Jurisdiction*, pp. 5-6.
 - (18) Ault, *Private Jurisdiction*, pp. 4-5.
 - (19) Maitland, F.W. *Select Pleas in Manorial Courts* (Selden Society, vol. ii), 1888, p. xxi.
 - (20) Ault, *Private Jurisdiction*, pp. 5-6.
 - (21) Maitland, *Select Pleas*.
 - (22) Adams, G.B. *Private Jurisdiction in England*, in *American Historical Review*, xxiii, 1917-18, pp. 569-602.
4. (1) Plucknett, *Legislation*, pp. 77-78, 79-81, 102-104.
- (2) Plucknett, *Legislation*, pp. 104, 129-130.
 - (3) Lennard, R. *Rural England 1086-1135* (1959), p. 110, 111-112.
 - (4) Holdsworth, *History*, vol. II. pp. 347-48. cf. vol. II, pp. 578-82
 - (5) Plucknett, *Legislation*, pp. 102-104.

- (6) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 347-48
 - (7) Plucknett, *Legislation*, p. 104.
 - (8) Plucknett, *Legislation*, p. 104.
 - (9) Powicke, *Thirteenth C.*, pp. 379-380.
 - (10) Powicke, *Thirteenth C.*, pp. 379-380.
 - (11) Plucknett, *Legislation*, pp. 107-108.
 - (12) Powicke, *Thirteenth C.*, p. 380.
 - (13) Plucknett, *Legislation*, pp. 41-42.
 - (14) Plucknett, *Legislation*, p. 42.
 - (15) Plucknett, *Legislation*, pp. 42-43.
 - (16) cf. Sutherland, *Quo Warranto proceedings in the reign of Edward I*, pp. 130-35.
 - (17) Sutherland, *Quo Warranto*, pp. 131, 133-34.
 - (18) Plucknett, *Legislation* pp. 39, 87.
 - (19) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 353-54.
 - (20) Holdsworth, *History*, vol. II, p. 354.
 - (21) cf. Sutherland, *Quo Warrants*, pp. 205-207.
 - (22) cf. Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 348-49.
5. (1) cf. Plucknett, *Legislation*, pp. 107-108.
- (2) cf. Simpson, *Introduction*, pp. 44-76.
 - (3) cf. Powicke, *Thirteenth C.*, pp. 368-374.
 - (4) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 380-460.
 - (5) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 347-348.
 - (6) cf. Plucknett, *Legislation*, p. 25, n. 1.
- Maitland, *Select pleas*, p. xivi.
 - Denholm-Young, *Seignorial Administration*, pp. 89-90.
- (7) Plucknett, *Legislation*, pp. 104, 107-108. *Cam, Evolution*, pp. 443-44.
 - (8) Plucknett, *Legislation*, pp. 104-105. cf. Simpson, *Introduction*, pp. 51-55.
 - (9) Plucknett, *Legislation*, pp. 103-4.
 - (10) cf. Ault, *Private Jurisdiction*, pp. 3-4.
 - (11) Holdsworth, *History*, vol. II, pp. 350-51, pp. 355-56.
 - (12) cf. *Cam Evolution*, p. 433.
 - (13) Sutherland, *Quo Warranto* pp. 130-35.